

平成 20 年

第 3 回美濃市議会臨時会会議録

平成 20 年 5 月 12 日 開会

平成 20 年 5 月 12 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成20年第3回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月12日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
議案の説明	
報第1号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	5
報第2号(民生部長 川野 純君)	5
報第3号・議第49号(総務部長 加納和喜君)	6
議第50号(教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君)	9
休憩	9
再開	9
質疑	9
委員会付託省略(報第1号から報第3号まで並びに議第49号及び議第50号)	10
討論	10
議案の採決	10
常任委員会委員の選任	11
休憩	11
再開	11
議長の辞職許可について	12
議長の選挙	12
休憩	14
再開	14
副議長の辞職許可について	14
副議長の選挙	15
休憩	16
再開	16

議会運営委員会委員の選任	1 7
休憩	1 7
再開	1 7
議案の上程	1 7
議案の説明	
議第51号（市長 石川道政君）	1 8
質疑	1 8
委員会付託省略（議第51号）	1 8
討論	1 8
議案の採決	1 8
農業委員会委員の推薦について	1 8
休憩	1 9
再開	1 9
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 9
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	2 0
閉会の宣告	2 0
市長あいさつ	2 0
会議録署名議員	2 2

美濃市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成20年5月12日に第3回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成20年5月2日

美濃市長 石川道政

付議事件名

1、専決処分の承認について

平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）

1、専決処分の承認について

美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1、専決処分の承認について

美濃市税条例等の一部を改正する条例について

1、美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について

1、美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について

平成20年 5 月 12日

平成20年第 3 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年5月12日 (月曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 報第1号 専決処分の承認について
平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第4号)
 - 第4 報第2号 専決処分の承認について
美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 - 第5 報第3号 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
 - 第6 議第49号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
 - 第7 議第50号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について
 - 第8 常任委員会委員の選任
 - 第9 議会運営委員会委員の選任
-

本日の会議に付した事件

第1から第9までの各事件

(追加日程)

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の辞職許可について

副議長の選挙

議第51号 監査委員の選任同意について

農業委員会委員の推薦について

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	太田松雄君
教育長	森和美君	総務部長	加納和喜君
民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	平林泉君	会計管理者兼 会計課長	纈纈壽君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	美濃病院 事務局長	岩原泰君
総務課長	梅村健君	税務課長	纈纈恒雄君
生活・自然 環境課長	篠田克志君	高齢福祉課長	太田己代治君
健康福祉課長	野倉敏男君	民生部課長	西村勝彦君
土木課長	古田行雄君	都市整備課長	宮木安喜君
秘書課長	古田則行君	選管・監査 事務局局長	古田満君
教育委員会 人づくりに 文化課長	佐藤祥一君	美濃病院 事務局長	西部繁雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局 次長	井上 司
議会事務局 書記	太田博康		

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る4月1日付の機構改革と異動に伴う執行部の方々の御紹介を、太田副市長さんからお願いいたします。

○副市長（太田松雄君） おはようございます。

自席から失礼させていただきます。

今回の異動につきましては、平成まちづくり改革の一貫といたしまして課の統合、あるいは新設など、組織・機構の見直しを行いまして、その新組織のもとに4月1日付で人事異動を行いましたので、関係部課長の紹介をさせていただきます。

議会事務局長 平野廣夫君、産業振興部長 宮西泰博君、建設部長 平林泉君、会計管理者兼会計課長 瀨瀬壽君、教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君、総務部税務課長 瀨瀬恒雄君、民生部生活・自然環境課長 篠田克志君、民生部高齢福祉課長 太田己代治君、民生部健康福祉課長 野倉敏男君、民生部課長（美濃市社会福祉協議会派遣） 西村勝彦君、建設部土木課長 古田行雄君、建設部都市整備課長 宮木安喜君、秘書課長 古田則行君、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会書記長、固定資産評価審査委員会書記長 古田満君、教育委員会人づくり文化課長 佐藤祥一君、美濃病院事務局管理課長 西部繁雄君。

なお、建設部参事兼上下水道課長 丸茂勝君につきましては、本日欠席をしております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） どうもありがとうございました。

本日は、平成20年第3回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会運営に御協力くださるようお願い申し上げます。

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 開会に先立ちまして、市長さんからごあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

新緑の鮮やかさが一段と増しまして、さわやかな季節となりました。

本日は、平成20年第3回美濃市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございました。

ゴールデンウィーク中は市内において各種のイベントが開催されましたが、いずれも大成功をおさめました。市内には、にぎわいととともに多くの方が来訪されました。関係各位並びに主催されました団体、市民の皆様に、心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、5月7日には、美濃市出身の永井清史さんが北京オリンピックの自転車競技にオリンピック選手として参加することが発表されました。ツアー・オブ・ジャパンやサイクルシティーを目指す美濃市にとりましてまことに喜ばしいことであり、市を挙げて応援してい

たいと存じます。

なお、昨年5月22日に開催されました国際自転車ロードレース「ツアー・オブ・ジャパン 美濃ステージ」が、いよいよ5月20日火曜日に開催されます。昨年は、市民の皆様初め企業、関係団体の御理解、御協力により大成功となり、競技関係者の皆様から高い評価をいただいたところでございます。本年も実行委員会、連合自治会並びに関係団体、市民や各企業の皆様の御協力を得て、一層大会の盛り上げを図り、市をPRしていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成20年度は、国の歳出・歳入一体改革による大変厳しい財政環境にあり、また道路特定財源暫定税率の期限が3月31日に切れ、道路関連財源等の歳入について大変心配しておりましたが、4月30日には道路財源の暫定税率を含む税制関連法案が衆議院で再可決されました。なお、本日12日と13日の国会の動向を注目しているところでありますが、しかし今後も混迷する国政により、国民生活に支障を来す事態を大変心配しております。

美濃市は、こうした不透明かつ厳しい状況下にあります。限られた財源を生かすとともに、行財政改革を一層進め、財源を確保し、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指してまいります。特に本年は六つのオンリーワンを重点目標に掲げ、皆様を初め市民の皆様と一緒に協働の21世紀型まちづくりを推進し、市民福祉の向上を図ってまいりたいと存じます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、専決処分が3件、条例改正が2件でございます。議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） ただいまから平成20年第3回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

開会 午前10時07分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 報第1号から第5 報第3号まで、第6 議第49号及び第7 議第50号
(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長（岩原輝夫君） 日程第3、報第1号から日程第5、報第3号までと日程第6、議第49号及び日程第7、議第50号の5案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に報第1号について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の4ページをお開きください。

専第1号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、御承認を求めます。

この補正は、本年3月31日付をもちまして退職した職員——医師でございますが——に対する退職手当額の算定上、措置することになっております在職期間中の相互通算規定に基づく岐阜県市町村職員退職手当組合に納付すべき特別負担金の補正を行ったものでございます。

それでは、補正予算書に沿って御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものであります。

第1款病院事業費用、第1項医業費用は、既決予定額に1,087万9,000円を増額し、24億4,300万円とするものであります。

第3条は、予算第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。第1号の職員給与費の既決予定額に1,087万9,000円を増額し、10億8,154万7,000円とするものであります。

5ページ以降の説明を省略いたしまして、以上で報第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に報第2号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、報第2号 専決処分の報告について御説明いたします。議案集の13ページをお開きください。

専第2号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令が公布され、平成20年5月1日から施行となりますので、本年3月31日をもちまして専決処分させていただきます、地方自治法179条第1項

の規定により御報告申し上げて、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、戸籍法の改正により、個人情報保護の観点から戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限することとなり、政令に基づき条文中の法令引用条項・番号等を変更するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして議案説明資料の条例新旧対照表で御説明いたしますので、赤スタンプ2番の2ページをお開きください。

別表1の部は、戸籍法に基づく事務の内容ごとに戸籍謄抄本等の交付手数料を定めたものでございます。戸籍の謄抄本等は、従来原則的に何人でも請求することができましたが、改正戸籍法の第10条第1項は、戸籍に記載されている本人またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属に限定し、第10条の2第1項から第5項までは適用除外として、国または地方公共団体の機関が法令に定める事務を遂行するために必要な場合や、弁護士、司法書士、土地家屋調査士などが受任している事件などについて必要がある場合などは請求できることなどを定めております。

また、第12条の2は除籍に関する規定、第120条第1項は条項番号の変更、第126条は法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成または学術研究のために戸籍などの情報を提供することができることを定めたものでございます。これらの改正に伴いまして、別表の事務の内容中、第1項から第5項までの法令引用条項番号等を変更するもので、手数料の額そのものは変更がございません。

附則では、公布の日から施行し、平成20年5月1日から適用すると定めております。

以上で報第2号の説明を終わります。御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 次に報第3号、議第49号の2案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、報第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案集の15ページ、議案説明資料の5ページをお開きください。

専第3号 美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に成立し、同日、公布、施行されました。このことに伴いまして、4月30日付をもって専決処分をいたしましたので御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

なお、改正法は4月30日から施行されておりますが、納税者に利益となるものについては4月1日に遡及して適用し、不利益となるものについては遡及せず公布の日以降に適用することとしております。

今回の地方税制の改正は、最近における経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築しようとするもので、市町村税関係におきましては、ふるさと納税制度の導入を初めとする個人住民税における寄附金制度についての抜本的な拡充、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、上場株式等の配当・譲渡益の軽

減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大、公益法人制度改革への対応、住宅税制に係る省エネ改修住宅、200年住宅の固定資産税の減額措置等を講ずるとしております。この地方税法の改正に伴いまして、市税条例等の一部におきまして所要の改正をいたすものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料の条例新旧対照表により御説明いたします。

6ページをお開きください。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

19条は、年金所得者の特別徴収分の納入期限及び延滞金についての規定を追加しております。

7ページの27条の改正は、市民税の申告について寄附金税額控除額を追加し、控除方法を所得控除から税額控除にするものでございます。

8ページからの31条は、法人の均等割の税率の改正で、公益法人制度改革に伴う一般社団法人、一般財団法人及び人格のない社団等について最低税率を適用するものでございます。

11ページの33条の4は、個人住民税における寄附金税額の抜本的な見直しで、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みが導入され、所得税の寄附金控除の対象となる学校法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、独立行政法人、認定NPO法人等についてを条例で指定するものでございます。具体的な控除対象法人の指定につきましては、別に定めるものとしております。この場合の寄附金控除は税額控除方式で、適用対象寄附金に係る控除率は6%、控除対象限度額を総所得金額の30%とし、寄附金控除の下限額を5,000円としております。

また、ふるさとに対し、貢献したい、応援したいという納税者の思いを実現する観点から、都道府県、市区町村に対する寄附金制度が見直され、いわゆるふるさと納税制度が導入されました。この場合、寄附金のうち5,000円の適用下限額を超える部分について一定の限度まで、市民税、県民税、所得税で全額控除されることとなります。

市民税の税額控除額の計算方法は、適用対象寄附金の6%の基礎控除額に、特例控除額として個人住民税の所得割額10%を限度として、適用対象寄附金に90%から所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の60%を加算した額を税額控除するものとしております。

14ページの37条は、個人の市民税について公的年金から特別徴収する規定を追加したものでございます。

17ページの46条の2から20ページの46条の6までは、公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、平成21年10月支給分から個人市民税に公的年金から特別徴収制度を導入するもので、その対象者を老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者とすること、また特別徴収の対象とならない者の規定、特別徴収義務者を年金保険者とし、その徴収の時期や徴収方法等を規定しております。

21ページの51条は、公益社団法人及び公益財団法人に対して市民税を減免する規定を設け

たものでございます。

次に、美濃市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、25ページの2条の3は、公益法人等に係る市民税の課税の特例として、寄附の承認が取り消された場合は、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る市民税の所得割を課税できる規定でございます。

27ページの5条の4は、寄附金税額控除における山林、退職、配当、譲渡所得等の市民税の特例控除額の特例についての規定でございます。

6条は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について免除範囲の見直しを行い、適用期限を平成24年まで延長するものでございます。

29ページの8条の2は、固定資産税の減免を受けようとする者の申告の手続について規定しておりますが、新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分について2分の1を減額する措置が2年延長されたこと、また平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅、いわゆる200年住宅について、最初の5年度分について2分の1を減額する措置が創設されたこと、さらには外壁、窓等の熱損失防止改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税からその3分の1を減額する措置が講じられたことにより、その減額措置を受けようとする場合の申告手続を定めたものでございます。

31ページの14条の3は、上場株式等に係る配当所得については、3%の税率による申告分離課税が選択できることとしております。

36ページの18条の5は、市民税の所得計算の特例で、源泉徴収選択口座配当と、それ以外の配当と区分して金額を計算するものでございます。

18条の6は、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算及び繰り越し控除ができる規定を定めたものでございます。

43ページの21条は、公益法人制度改革への対応で、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設、一般財団法人、一般社団法人に移行した法人が設置する施設について、平成25年度まで固定資産税を非課税とすることに伴う申告に係る規定を追加したものでございます。

次に、議案集の38ページをお開きください。

附則の1条は、この条例の施行期日を定めております。公布の日から施行するものとし、改正事項のうち、施行の日を公布の日からとしないものの施行期日を1号から7号までにそれぞれ定めております。

2条は個人の市民税に関する経過措置を、3条は法人の市民税、4条は固定資産税、5条は都市計画税に関する経過措置を定めております。

以上で報第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第49号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について、提案の理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の48ページ、議案説明資料の44ページをお開きください。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、決算

等の審査期間を定める審査項目に健全化判断比率等を追加するものでございます。

第8条は、監査委員の決算等の審査期間を定めておりますが、決算の審査項目に地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を追加し、また公営企業会計の決算の審査項目に、同法22条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を追加するものでございます。

附則では、条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で議第49号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第50号について、教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） それでは、議第50号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集49ページをお開きください。また、あわせまして議案説明資料の46ページと47ページを御参照願います。

今回、この条例改正を行います趣旨は、平成21年度に下牧小学校区と上牧小学校区を再編成することに伴いまして、小学校の名称と位置を改めるものでございます。

本市では将来を担う子供の教育のあり方を考え、平成12年度から学校再編成を進めてまいりました。そして、平成18年度から下牧小学校区と上牧小学校区の再編成について、自治会やPTA等の関係の皆様と御協議を重ねてまいりました。その結果、両校区の皆様の御理解を得ることができ、来年4月1日から下牧小学校と上牧小学校を1校に再編成し、学校名を牧谷小学校と命名し、場所を旧蕨生小学校の位置で新しい学校として開校することになりました。そのため、学校設置条例の第1条第2項に定めております学校の名称と位置を改正するもので、内容につきましては、下牧小学校及び上牧小学校を廃止して新たに牧谷小学校を設置し、場所を蕨生2095番地3の位置とし、施行期日を平成21年4月1日からとするものでございます。

以上で議第50号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で5案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時43分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑がないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の各案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の各案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、ただいま上程されました報第3号 専決処分の承認について、専第3号 美濃市税条例の一部を改正する条例中、1の個人市民税の寄附控除について、控除対象寄附金を指定する制度の創設とふるさと納税制度の導入及び2の市民税の納税義務者について、公的年金の支払いを受けた個人に対し、納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、特別徴収を導入する規定について反対でありますので、その理由を申し上げます。

1のふるさと納税制度の導入は、今日のように地方自治体の財政が疲弊した一番の要因は、小泉内閣の三位一体改革での地方交付税の削減にあります。そうしたことに全く反省も責任もとることなく、ふるさと納税制度を導入することは、地方と地方で争わせる国民分断策です。今必要なことは、地方交付税の総額確保と財政調整機能の拡充です。国の責任を放棄し、このような小手先で地方同士を争わせるやり方は到底納得できるものではありません。

2の市民税を年金から天引きできるようにする特別徴収の導入については、昨今原油高の影響で諸物価は値上がりし、年金生活の高齢者にとっては生活も苦しくなっており、それに追い打ちをかけるように4月から導入された後期高齢者医療制度のもとで、なけなしの年金から保険料が天引きされ、全国から怒りの声が上がっております。そうした中で、今度は市民税も年金から天引きするとは、取れるところから徹底的に取れと言わんばかりです。本来、税金は本人が納めるものです。年金生活者の方は、普通徴収でも確実な収納が見込まれる方がほとんどであり、特別徴収は確実な収納という行政側の都合によるものでしかないと言わざるを得ません。よって、二つの改正に反対をするものです。

以上、討論といたします。

○議長（岩原輝夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に報第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、報第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、報第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、報第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に議第49号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第49号は原案どおり可決いたしました。

次に議第50号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第50号は原案のとおり可決いたしました。

第8 常任委員会委員の選任

○議長（岩原輝夫君） 日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務常任委員会委員には、塚田歳春君、平田雄三君、市原鶴枝君、武井牧男君、山口育男君の以上5名を。民生教育常任委員会委員には、岩原輝夫、鈴木隆君、森福子君、太田照彦君、並信行君の以上5名を。産業建設常任委員会委員には、野倉和郎君、児山廣茂君、日比野豊君、佐藤好夫君、古田豊君の以上5名をそれぞれ指名したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○副議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

- 副議長（山口育男君） 議長 岩原輝夫君から、議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 岩原輝夫君の退席を求めます。

〔10番 岩原輝夫君 退場〕

- 副議長（山口育男君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

- 議会事務局長（平野廣夫君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。
平成20年5月12日、美濃市議会議長 岩原輝夫、美濃市議会副議長 山口育男様。

- 副議長（山口育男君） お諮りいたします。10番 岩原輝夫君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、10番 岩原輝夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

10番 岩原輝夫君の除斥を解きます。

〔10番 岩原輝夫君 入場〕

- 副議長（山口育男君） ここで、10番 岩原輝夫君から発言を求められておりますので、これを許可します。

10番 岩原輝夫君。

- 10番（岩原輝夫君） 議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の臨時議会におきまして、皆様の温かい御支援により議長の職を拝命してから、早いもので1年が過ぎました。この間、皆様方には議会運営に格別なる御理解、御協力を賜りまして、おかげさまで大過なくその任を終わらせていただくことにつきまして、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

議長を辞しましても、美濃市発展のため、一議員としてなお一層の努力をしてまいる覚悟でございます。どうか今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長の選挙

- 副議長（山口育男君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（山口育男君） ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（山口育男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口育男君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（山口育男君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○副議長（山口育男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口育男君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（山口育男君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（山口育男君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番 佐藤好夫君、7番 武井牧男君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（山口育男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票12票、無効投票3票。

有効投票中、日比野豊君10票、塚田歳春君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、日比野豊君が議長に当選されました。

ただいまの選挙において議長に当選されました日比野豊君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長 日比野豊君のあいさつがあります。

○新議長（日比野 豊君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、皆様からの御推挙によりまして議長に当選させていただきまして、本当にありがとうございました。まことに身に余る光栄で、責任の重大さを痛感しております。これからは美濃市議会の伸展並びに円滑なる議会運営に誠心誠意努める所存でございます。また、中央がごたごたしている今日、地方から皆さんの力として中央を変えるような、そういう開かれた議会を目指したいと思っております。今後とも皆様方の御支援、御指導をいただきまして、頑張って務めさせていただきますので、どうもありがとうございました。以上でございます。

○副議長（山口育男君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（日比野 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の辞職許可について

○議長（日比野 豊君） 副議長 山口育男君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に副議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番 山口育男君の退席を求めます。

〔5番 山口育男君 退場〕

○議長（日比野 豊君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成20年5月12日、美濃市議会副議長 山口育男、美濃市議会議長 日比野豊様。

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。5番 山口育男君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、5番 山口育男君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

5番 山口育男君の除斥を解きます。

〔5番 山口育男君 入場〕

○議長（日比野 豊君） ここで、5番 山口育男君から発言を求められておりますので、これを許可します。

5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 副議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして副議長に御推挙いただきまして、早いものでもう1年が過ぎました。この間、微力ながら議長の補佐役として大過なくその職責を終えることができました。これもひとえに皆様方の御支援のたまものと、心より感謝をいたしております。

副議長の職を辞職いたしましても、これからは一議員として市政発展のために倍増の努力をする所存でございます。どうか今後とも格別な御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。甚だ簡単で意を尽くしませんけれども、辞職のごあいさつにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

副議長の選挙

○議長（日比野 豊君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（日比野 豊君） ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（日比野 豊君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（日比野 豊君） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略す

る。

〔点呼・投票〕

○議長（日比野 豊君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（日比野 豊君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（日比野 豊君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番 市原鶴枝君、9番 鈴木隆君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（日比野 豊君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票12票、無効投票3票。

有効投票中、森福子君9票、並信行君2票、太田照彦君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、森福子君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました森福子君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 森福子君のあいさつがあります。

○新副議長（森 福子君） ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして、副議長に当選させていただきました。身に余る光栄で、御厚情に対しまして心からお礼を申し上げます。

現在の美濃市の状況は極めて重大な時期でありまして、市民の負託にこたえる市議会の責務も一段と重いと感じます。このような時期、議長のもと議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力いたします。今後とも皆様方の絶大なる御支援と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが副議長就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時00分

○議長（日比野 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務常任委員会、委員長に山口育男君、副委員長に市原鶴枝君。民生教育常任委員会は、

委員長に太田照彦君、副委員長に岩原輝夫君。産業建設常任委員会は、委員長に野倉和郎君、副委員長に児山廣茂君であります。

第9 議会運営委員会委員の選任

○議長（日比野 豊君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、11番 平田雄三君、8番 市原鶴枝君、6番 佐藤好夫君、5番 山口育男君、3番 太田照彦君、14番 野倉和郎君の以上6名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午後1時03分

再開 午後2時01分

○議長（日比野 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されておりますので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長に市原鶴枝君、副委員長に山口育男君であります。以上、報告いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました議第51号と農業委員会委員の推薦について及び岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の3案件を、この際本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議第51号と農業委員会委員の推薦について及び岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の3案件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第51号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 最初に、議第51号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 岩原輝夫君の退席を求めます。

〔10番 岩原輝夫君 退場〕

○議長（日比野 豊君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第51号 監査委員の選任同意について、提案の理由を御説明いたします。

議員のうちから選任されております監査委員の児山廣茂さんから辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定によりこれを承認いたしました。よって、議員のうちから選任する監査委員が欠員となりましたので、その後任として岩原輝夫さんが適任と思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いしたいと存じます。

岩原輝夫さんの住所は、美濃市さくらヶ丘3丁目2番5号、生年月日は昭和17年9月4日でございます。同意をよろしくお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議第51号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第51号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第51号は原案のとおり同意されました。

10番 岩原輝夫君の除斥を解きます。

〔10番 岩原輝夫君 入場〕

農業委員会委員の推薦について

○議長（日比野 豊君） 次に、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、本議会では1人を推薦する

ものであります。その推薦方法は議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、本件は議長において指名することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、11番 平田雄三君の退席を求めます。

〔11番 平田雄三君 退場〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員には、11番 平田雄三君を指名することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました11番 平田雄三君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

11番 平田雄三君の除斥を解きます。

〔11番 平田雄三君 入場〕

○議長（日比野 豊君） これより暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時09分

○議長（日比野 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（日比野 豊君） 次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第2号に規定する広域連合議会議員に、日比野豊を指名いたします。

ただいま指名いたしました日比野豊を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と

することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました日比野豊を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。この当選告知は、追って文書をもって行います。

〔追加議案配付〕

- 議長（日比野 豊君） ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを、この際本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

- 議長（日比野 豊君） 議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

- 議長（日比野 豊君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成20年第3回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

市長あいさつ

- 議長（日比野 豊君） 閉会に当たり、市長からごあいさつがあります。

市長 石川道政君。

- 市長（石川道政君） 平成20年第3回美濃市議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認・議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日は議会役員を選出につきましては、議長に日比野豊さん、副議長に森福子さんが御当選になり、まことにめでたうございます。また、前岩原議長さんを初め各役員の皆様には、行財政改革など多くの課題に取り組み、1年間市政伸展のために格別の御尽力を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝申し上げます。

平成20年度の美濃市政は、大変厳しい財政環境のもとでのスタートであります。限られた財源を生かし、市政を進めていくためには、今後とも市民と議会と市が一体となり協働で進める必要がございます。差し当たり5月20日には、第12回の「ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が開催されます。市を挙げて成功させたいと思っております。こうした市民協働によるイベントを初め、特に議会にありましては市政に対する格別の御指導を賜りますとともに、議員各位には今後なお一層の御活躍をされ、市政に対する御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、5月のさわやかな気候から暑い夏への気候へと移ってまいりますが、議員各位には御健康に留意され、市政伸展のために一層の御活躍を御祈念申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 本日は、早朝より長時間にわたり終始御熱心に御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年5月12日

美濃市議会議長 岩原輝夫

美濃市議会副議長 山口育男

美濃市議会新議長 日比野豊

署名議員 並 信 行

署名議員 古 田 豊